

## 1. マニュアルの目的

- (1) 兵庫大学・兵庫大学短期大学部動物実験施設(以下「施設」という。)で動物実験を行おうとするものは、兵庫大学・兵庫大学短期大学部動物実験指針(以下「指針」という。)(平成 21 年 4 月 1 日制定)に従い、実験しなければならない。施設では、実験動物の飼養および保管を動物実験を実施する者(以下「実験者」という。)が行う。動物実験施設飼養・保管マニュアル(以下「マニュアル」という。)はおもに実験者を対象としている。施設において、動物実験管理者、および動物実験責任者、実験者が行うべき事項をすべて文章化することは不可能であるので、本マニュアルに記載がなくても相互に協力して動物実験を行いやすい環境を保持するように努めること。マニュアルを実行するにあたっては、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成 18 年 6 月 1 日公表、日本学術会議)等を参考にすること。

## 2. 飼養保管施設の概要

- (1) 本学の動物実験施設は、次のとおりである。

飼育室

4 号館 208 号室

動物実験室

4 号館 206 号室

4 号館 205 号室

4 号館 212 号室

- (2) 動物飼育室で飼育できる動物は、当分の間、小動物(ラット、マウス、ハムスター等)に限定する。
- (3) 以下の特殊実験については禁止する。
- ・放射性同位元素および病原体を用いた動物実験
  - ・感染実験 安全度分類：BSLI 以上の動物実験
  - ・遺伝子組換え 区分：P1A 以上の動物実験
  - ・化学発癌・重金属実験
- (4) 施設の機能上、維持不可能な感染症動物については、飼養を禁止する。

## 3. 管理者と動物実験管理者の設置とその役割

- (1) 指針第 7 条に基づき、管理者を置く。
- (2) 管理者は、動物実験委員長とする。
- (3) 動物実験管理者は、動物実験委員の中から動物実験委員長が指名する。
- (4) 動物実験管理者は、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する。
- (5) 管理者および動物実験管理者は、施設内で行われる動物実験および実験実施について掌

理し、実験者に助言を与える。

#### 4. 施設利用の原則と資格

- (1) 施設の利用は、研究・教育・その他本学の運営上必要と認められるものに限定する。
- (2) 当施設の利用資格者は、本学の教員および学生とする。ただし、共同研究者など委員会あてに申し出た学外者が、管理者の了承を得たものについては、この限りではない。
- (3) 動物実験講習会を受講しなければ、利用を開始することはできない。
- (4) 他に著しく迷惑を及ぼす場合、管理者あるいは動物実験管理者は、実施者に注意を与え、さらに施設利用を制限することができる。

#### 5. 動物実験計画書等の提出

- (1) 動物実験責任者は、動物実験委員会による動物実験計画書の承認後に、実験を開始する。
- (2) 動物実験の変更・追加の承認についても同様とする。
- (3) 動物実験を終了・中止した場合、動物実験委員会に報告する。
- (4) 承認済の動物実験計画書等の原本は、動物実験委員会が保管する。

#### 6. 実験動物検収(搬入)

- (1) 動物実験責任者が、実験動物を施設に搬入する場合、「動物実験記録簿」に記入しなければならない。また、搬入された動物の納品書は学事課に提出すること。
- (2) 研究用実験動物の発注は学事課が行い、教育用実験動物の発注は実験者が行う。搬入はいずれの場合も学事課立会いの上実験者が行う。発注された実験動物について、納入業者は(代理店等)は生産業者等から荷受後、直接施設に搬入しなければならない。
- (3) 本学以外の飼養保管施設および実験室で飼育された動物を、本学に持ち込むことは出来ない。
- (4) 実験者は、動物搬入時に、動物の性別、匹数、異常動物（立毛、ファイティング、衰弱、死亡等）の有無を確認する。異常動物を発見した場合、業者に連絡し、返品、または交換の処置をとる。
- (5) 異常がなかった場合、あらかじめ準備したケージに入れる。

#### 7. 実験動物の配置

- (1) 実験動物の飼育室への配置は実験者が所定の位置へ配置を行う。
- (2) 施設において無断で、実験者飼育ケージの位置を所定の飼育棚や飼育装置を超えて変更することは出来ない。
- (3) 実験者が他の実験者の動物に無断で接触することは出来ない。
- (4) 実験動物を実験に供する場合、飼養環境への順化・順応を図った後に実験を開始する。

#### 8. 飼料および飲水

- (1) 動物の飼料については実験者が購入・準備し、動物に与えること。
- (2) 自動給水方式および給水ビン方式等、飼育装置に適した方式により、実験動物に飲水を与えること

## 9. 飼養

- (1) 動物飼育室内の飼養については実験者が行う。
- (2) 動物の系統維持および繁殖については、実験者が行う。

### 10. 実験者による飼養の方法

- (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切に飼育を行う。
- (2) 施設指定の場所に設定された、清浄飼育器具・器材類を利用すること。
- (3) ケージは原則として週 1 回の頻度で清浄ケージに交換すること。また、床敷飼養ケージについては週 1 回の頻度で清浄ケージに交換すること。実験の都合上、ケージ内の飼育動物数が多い場合、より頻繁にケージを交換する必要がある。
- (4) 実験者は使用済みの汚染飼育器具・器材類を所定の洗浄場所で洗浄し、乾燥させ消毒を行い、保管場所に置いておくこと。

### 11. 飼育器具・器材類の用意

- (1) 実験者は、洗浄・消毒ないし殺菌したものを使用すること。
- (2) 当該施設以外の飼養保管施設および実験室で使用した飼育器具・器材等を施設内に持ち込むことは出来ない。施設内で実験動物間および動物から人への感染症が発生することを防止するためである。

### 12. 実験動物の持ち出しと再度持込み

- (1) 実験動物を持ち出し、施設外の未承認実験室で実験することは出来ない。
- (2) 施設外に持ち出された実験動物を、再度持込むことは(再搬入)は原則として出来ない。ただし、実験上やむを得ない場合は、その都度動物実験管理者の了承を得ること。持ち出し先が承認済みの実験室であること。

### 13. 機械・装置の搬入および取扱いについて

- (1) 当該施設以外の飼養保管施設および実験室で使用した機械・装置類を施設に持ち込むことは原則として出来ない。施設内で実験動物間および動物から人への感染症が発生することを防止するためである。
- (2) 施設に常備されている機械・器具類については、慎重に取り扱うこととし、動物実験管理者の許可なく移動させてはならない。

### 14. 実験終了後の動物

- (1) 実験者は、実験終了後、当該動物に回復の見込みがない場合は、適切な方法で安楽死させなければならない。
- (2) 実験動物の死体については、吸水紙に包んで袋に入れるなどの適切な処理を行い、施設外への搬出まで冷凍保管するなど、人の健康および生活環境を損なうことのないように適切な措置をとること。

### 15. 実験室の廃棄物および廃液

- (1) 実験者は医療産廃物（血液付着・鋭利物(注射針等)）、実験廃液などを分別し、施設外への搬出まで所定の場所に保管すること。

#### 16. 実験者の責任と心得

- (1) いわゆる「3Rの原則」に従い、動物実験の実施にあたっては、実験の目的を達することが出来る範囲において、代替法の利用および使用動物数の削減に配慮すると共に、動物に与える苦痛を軽減しなければならない。
- (2) 安全管理に注意を払うべき動物実験および実験管理については、関係法規等に従うこと。
- (3) 実験動物が実験目的以外の傷害を被り、または、疾病に罹った場合は、適切な治療等を行う。この場合の治療等には安楽死処分も含まれる。
- (4) 施設内での飲食は出来ない。
- (5) 実験者は、施設の秩序および清潔の保持、ならびに設備を常に良好な状態に保つため各飼育室で決められていることを遵守し努力する。また、実験室の整理、整頓を心がける。
- (6) 実験者が故意または重大な過失により、施設・設備を破損しあるいは紛失した場合、その損害を補償・修理すること。

#### 17. 動物実験責任者の責任と役割

- (1) 動物実験責任者は、動物実験計画書を作成し、その内容について責任を持つ。また、実験計画の変更等について責任を持つ。
- (2) 実験動物の入手先、飼養保管した実験動物の種類・数・病歴について把握し、管理者あるいは動物実験管理者の求めに応じて情報を提供する。
- (3) 実験が終了した場合は、当該年度の3月30日までに、「動物実験（終了・中止）報告書」および「動物実験記録簿」を作成し、動物実験委員会に報告する。

#### 18. 緊急時の対応

- (1) 飼育室退室の際、ケージの蓋、扉あるいは留め金が完全に閉まっていることを確認するなど、実験動物の逸走防止および実験による事故の防止に努めること。
- (2) 地震、火災、気象激変時や事故を発見した場合は、すみやかに動物実験管理者に連絡すること。動物実験管理者に連絡が取れない場合は、飼育室にある「緊急事態発生時連絡対応図」を参照し対応すること。

#### 19. 動物の逸走およびその防止

- (1) 飼育ケージからの脱出が強く疑われる場合、(逸走中の動物を発見した場合も含む)、飼育室外に逸走しないような処置を執り、直ちに捕獲する。
- (2) 容易に捕獲できない場合、他の実験者の助けを借りて捕獲する。
- (3) 捕獲できなかったものの、飼育室から逸走の可能性が低い場合、飼育室のドアに「動物逸走中」と掲示し、アニマルトラップを設置する。

#### 20. 突発停電、予告停電および気象激変時の対応

- (1) 突発停電時の対策を別に定める。
- (2) 動物実験管理者は、予告停電時の対応策を管理課と打ち合わせておく。

(3) 気象激変時の対策を別に定める。

#### 2 1. 実験者の負傷時の対応

- (1) 実験者が負傷した場合、そのケガや容体の程度を調べ、緊急度・重症度の高い場合、健康管理センター(内線 4003 または 4004)に連絡をとるか、あるいは、救急通報(119 番)する。
- (2) 健康管理センターからの指示、救急隊員の指示があればそれに従う。
- (3) 咬傷、搔傷の場合、大量の水道水で十分に洗浄し血液を絞り出す。ヨード系消毒液やアルコール等により消毒を行う。殺菌ガーゼ等で止血し、重傷、または感染症の心配がある場合は、健康管理センターの指示を受け、病院で医師の診断を受ける。
- (4) 予後についても十分注意を払い、違和感を持ったときには健康管理センターに相談すること。

#### 2 2. 飼育室確認と動物の健康状態の観察

- (1) 異常動物を発見した場合、実験者は動物実験管理者に報告する。

#### 2 3. 飼育器材の洗浄

- (1) ケージ洗浄は原則として、湯浴中に浸水した上で行う。
- (2) 洗浄済ケージ類は、乾燥棚に置き乾燥させる。
- (3) 給餌ビン、給水ビン、給水ノズル付蓋はよく洗浄したものを使用する。

#### 2 4. 衛生管理およびクリーニング

- (1) 動物飼育を行う場合、マスク、および手袋を着用し作業を行う。
- (2) 飼育室には手指消毒液を常設する。
- (3) 実験者用実験衣は随時洗濯・乾燥を行った後、専用ロッカーに入れておく。
- (4) 飼育室に入室する場合、該当する飼育室用の専用サンダルに履き変える。
- (5) 実験者用サンダルは月 1 回洗浄を行う。
- (6) 飼育室の清掃は使用した度毎に必ず、掃除機または箒で行う。

#### 2 5. 改廃

- (1) このマニュアルを改廃しようとするときは、委員会に諮り、学長の承認を得なければならない。

### 附 則

このマニュアルは、平成 26 年 12 月 18 日から施行する。